

北名古屋市道路占用料新旧対照表（令和8年4月1日改定）

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位：円)	占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位：円)
法第3 2条第 1項第 1号に 掲げる 工作物	第1種電柱	1本1年 につき	<u>990</u>	法第3 2条第 1項第 1号に 掲げる 工作物	第1種電柱	1本1年 につき	<u>950</u>
	第2種電柱		1,500		第2種電柱		1,500
	第3種電柱		2,000		第3種電柱		2,000
	第1種電話柱		<u>880</u>		第1種電話柱		<u>850</u>
	第2種電話柱		1,400		第2種電話柱		1,400
	第3種電話柱		1,900		第3種電話柱		1,900
	その他の柱類		<u>88</u>		その他の柱類		<u>85</u>
	共架電線その他上 空に設ける線類	長さ1メ ートル1 年につき	9		共架電線その他上 空に設ける線類	長さ1メ ートル1 年につき	9
	地下に設ける電線 その他の線類		5		地下に設ける電線 その他の線類		5
	路上に設ける変圧 器	1個1年 につき	<u>860</u>		路上に設ける変圧 器	1個1年 につき	<u>830</u>
地下に設ける変圧 器	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>530</u>	地下に設ける変圧 器	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>510</u>		
変圧塔その他これ に類するもの及び	1個1年 につき	<u>1,800</u>	変圧塔その他これ に類するもの及び	1個1年 につき	<u>1,700</u>		

	公衆電話所				公衆電話所			
	郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>740</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>720</u>	
	広告塔	表示面積 1平方メートル1年につき		<u>2,200</u>	広告塔	表示面積 1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>	
	その他のもの	占用面積 1平方メートル1年につき		<u>1,800</u>	その他のもの	占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>	
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき		<u>37</u>	法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>53</u>	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>51</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>79</u>	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>77</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>110</u>	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100</u>	

		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				<u>160</u>			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				<u>150</u>
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				<u>210</u>			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				<u>200</u>
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				<u>370</u>			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				<u>360</u>
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				<u>530</u>			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				<u>510</u>
		外径が1メートル以上のもの				<u>1,100</u>			外径が1メートル以上のもの				<u>1,000</u>
法第3条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置に	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき		5		法第3条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置に	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5

			よる 検知 の対 象と して 設置 する 導線 その 他の 線類	その 他の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>18</u>				よる 検知 の対 象と して 設置 する 導線 その 他の 線類	その 他の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>17</u>
			道路の構造 又は交通の 状況を表示 する標示柱 その他の柱 類		1本1年 につき	1,400				道路の構造 又は交通の 状況を表示 する標示柱 その他の柱 類		1本1年 につき	1,400
			その 他の もの	上空 に設 ける もの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>880</u>				その 他の もの	上空 に設 ける もの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>850</u>
				地下 に設 ける もの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>530</u>					地下 に設 ける もの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>510</u>

	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1, 800</u>		その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1, 700</u>
	法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1, 800</u>		法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1, 700</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1, 100</u>	法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1, 200</u>
	地下に設ける通路		<u>660</u>		地下に設ける通路		<u>710</u>
	その他のもの		<u>1, 800</u>		その他のもの		<u>1, 700</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メ ートル1 日につき	<u>22</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メ ートル1 日につき	<u>24</u>
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>220</u>		その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>240</u>

令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートル1月につき	<u>220</u>	令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートル1月につき	<u>240</u>
		その他のもの	表示面積 1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>			その他のもの	表示面積 1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
	標識		1本1年につき	1,400		標識		1本1年につき	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>22</u>		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>24</u>
		その他のもの	1本1月につき	<u>220</u>			その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,200</u>		アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,400</u>
		その他のもの	1基1月につき	<u>1,100</u>			その他のもの	1基1月につき	<u>1,200</u>

令第7条第4号に掲げる工 用施設及び同条第5号に掲 げる工用材料	占用面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>220</u>
令第7条第6号に掲げる仮設 建築物及び同条第7号に掲 げる施設	占用面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>180</u>
令第7条第11号に掲げる応 急仮設建築物	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>近傍類似の土地 の時価に0.0 31を乗じて得 た額</u>

備考 略

令第7条第4号に掲げる工 用施設及び同条第5号に掲 げる工用材料	占用面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>240</u>
令第7条第6号に掲げる仮設 建築物及び同条第7号に掲 げる施設	占用面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>170</u>
令第7条第11号に掲げる応 急仮設建築物	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>近傍類似の土地 の時価に0.0 33を乗じて得 た額</u>

備考 略